

# 静岡市自家用有償旅客運送自動車条例施行規則の一部改正案の概要

## 1. 改正理由

井川地区（葵区）を運行している本市の生活路線バス（井川地区自主運行バス）について、当該地区を運行するスクールバスとの統合に伴い、静岡市自家用有償旅客運送自動車条例の一部を改正する予定です。

このことに伴い、静岡市自家用有償旅客運送自動車の利用の手続など必要な事項を定めるため「静岡市自家用有償旅客運送自動車条例施行規則」の一部改正を予定しています。

## 2. 改正内容

### (1) 利用のための利用申請書の提出

運賃が無料とされる者で静岡市立井川小学校又は静岡市立井川中学校の児童又は生徒であって通学のために、静岡市自家用旅客有償運送自動車を利用する方から、利用申請書を市長へ提出することとします。

### (2) 利用の承認、利用者カードの交付

利用を承認した場合には、利用者に対し利用者カードを交付します。

### (3) 利用者カードの再交付

利用者カードを亡失し、又は損傷した者は、利用者カード再交付申請書を市長に提出して、再交付を受けなければならないこととします。

### (4) 様式の追加

#### (ア) 利用申請書 【記載項目】

申請書、住所、氏名、電話、保護者氏名、学校名、学年、利用期間、乗降箇所

#### (イ) 利用者カード 【記載項目】

利用者番号、乗降箇所、利用期間、発行者

#### (ウ) 利用者カード再交付申請書 【記載項目】

申請書、住所、氏名、電話、保護者氏名、利用者番号、亡失・損傷年月日  
亡失・損傷の理由

## 3. 施行日

(1) 平成27年4月1日から施行します。（(2)については、公布の日から施行します。）

(2) 静岡市自家用旅客有償運送自動車の利用に関し必要な手続の行為は、規則の施行前においても、改正後の静岡市自家用有償旅客運送自動車条例施行規則の規定により行うことができることとします。